

2017/05/26 14:46 現在の情報です。

山形市南原町一丁目14番51号
一般社団法人山形県中小企業診断協会

会社法人等番号	3900-05-008021	
名称	一般社団法人山形県中小企業診断協会	
主たる事務所	山形市南原町一丁目14番51号	
法人の公告方法	<p>本会の公告は、電子公告により行う。 http://shindan-yamagata.jp 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>	
法人成立の年月日	平成24年6月20日	
目的等	<p>目的 本会は、山形県中小企業診断協会員相互の連携を緊密にし、会員の指導及び資質の向上に努めるとともに、中小企業診断制度の普及と推進を図り、もって中小企業の振興と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>事業 (1) 会員中小企業診断士相互の連携を図るための指導及び連絡 (2) 会員中小企業診断士の資質の向上を図るための研修会及び研究会に関する事業 (3) 中小企業の経営の診断及び経営に関する助言（以下「経営診断」という）に関する調査研究及び関係機関への提言 (4) 中小企業の経営支援のための情報の収集及び提供 (5) 中小企業の経営支援のためのシンポジウム及びセミナーの開催 (6) 経営診断及び支援の実施 (7) 経営相談業務の実施 (8) 官公庁、その他関係団体及び諸機関との連絡、協力並びに提携 (9) 海外関係機関との情報交換及び国際協力 (10) 会員中小企業診断士の経営診断事業等に関する紹介 (11) 会員中小企業診断士の経営診断業務の円滑公正化 (12) 中小企業診断士制度の維持、発展に関する業務 (13) 社団法人中小企業診断協会に関する事業 (14) 会報の発行に関する事業 (15) 会員中小企業診断士の福利厚生に関する事業 (16) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業</p>	
役員に関する事項	山形県鶴岡市藤岡字イカリ田13番地 代表理事 五十嵐幸枝	平成24年 7月 6日 重任
		平成24年 8月 27日 登記
		平成26年 6月 28日 退任
		平成26年 7月 24日 登記
		退任の登記
		平成27年 4月 6日 職権抹消
	山形県鶴岡市藤岡字イカリ田13番地 代表理事 五十嵐幸枝	平成27年 4月 6日 抹消により回復
		平成27年 4月 6日 登記
		平成26年 6月 28日 退任
		平成27年 7月 2日 登記
		平成26年 7月 12日 就任
		平成26年 7月 24日 登記
山形県鶴岡市藤岡字イカリ田13番地 代表理事 五十嵐幸枝	就任の登記	
	平成27年 4月 6日 職権抹消	
	平成27年 6月 20日 就任	

		平成27年 7月 2日登記
理事	五十嵐 幸枝	平成24年 7月 6日重任
		平成24年 8月 27日登記
理事	五十嵐 幸枝	平成26年 6月 28日重任
		平成26年 7月 24日登記
		平成27年 3月 27日山形 地方裁判所の選任決議取消し の判決確定
		平成27年 4月 6日登記
理事	五十嵐 幸枝	平成27年 4月 6日抹消 により回復
		平成27年 4月 6日登記
		平成26年 6月 28日退任
		平成27年 7月 2日登記
理事	菅井 一雅	平成24年 7月 6日重任
		平成24年 8月 27日登記
		平成26年 6月 28日退任
		平成26年 7月 24日登記
		退任の登記
		平成27年 4月 6日職権 抹消
理事	菅井 一雅	平成27年 4月 6日抹消 により回復
		平成27年 4月 6日登記
		平成26年 6月 28日退任
		平成27年 7月 2日登記
理事	渡部 一彦	平成24年 7月 6日重任
		平成24年 8月 27日登記
理事	渡部 一彦	平成26年 6月 28日重任
		平成26年 7月 24日登記
		平成27年 3月 27日山形 地方裁判所の選任決議取消し の判決確定
		平成27年 4月 6日登記
理事	渡部 一彦	平成27年 4月 6日抹消 により回復
		平成27年 4月 6日登記
		平成26年 6月 28日退任
		平成27年 7月 2日登記
理事	大沼 彰	平成24年 7月 6日重任
		平成24年 8月 27日登記
理事	大沼 彰	平成26年 6月 28日重任
		平成26年 7月 24日登記

理事	大 沼 彰	平成27年 3月27日山形 地方裁判所の選任決議取消し の判決確定
		平成27年 4月 6日登記
		平成27年 4月 6日抹消 により回復
		平成27年 4月 6日登記
		平成26年 6月28日退任
理事	山 口 幸 弘	平成27年 7月 2日登記
		平成24年 7月 6日重任
理事	山 口 幸 弘	平成24年 8月27日登記
		平成26年 6月28日重任
理事	山 口 幸 弘	平成26年 7月24日登記
		平成27年 3月27日山形 地方裁判所の選任決議取消し の判決確定
		平成27年 4月 6日登記
		平成27年 4月 6日抹消 により回復
		平成27年 4月 6日登記
理事	菅 井 一 雅	平成26年 6月28日退任
		平成27年 7月 2日登記
		平成26年 7月12日就任
		平成26年 7月24日登記
		平成27年 3月27日山形 地方裁判所の選任決議取消し の判決確定
理事	五 十 嵐 幸 枝	平成27年 4月 6日登記
		平成27年 6月20日就任
理事	菅 井 一 雅	平成27年 7月 2日登記
		平成27年 6月20日就任
理事	渡 部 一 彦	平成27年 7月 2日登記
		平成27年 6月20日就任
理事	大 沼 彰	平成27年 7月 2日登記
		平成27年 6月20日就任
理事	今 野 学	平成28年 7月12日登記
		平成28年 6月18日就任
理事	佐 藤 順 一	平成28年 7月12日登記
		平成28年 6月18日就任
監事	高 橋 勝 幸	平成24年 7月 6日就任
		平成24年 8月27日登記

	監事	高橋勝幸	平成26年 6月28日重任
			平成26年 7月24日登記
	監事	高橋勝幸	平成28年 6月18日重任
			平成28年 7月12日登記
	監事	竹川敏雄	平成24年 7月 6日就任
			平成24年 8月27日登記
	監事	竹川敏雄	平成26年 6月28日重任
			平成26年 7月24日登記
	監事	竹川敏雄	平成28年 6月18日重任
			平成28年 7月12日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	<p>本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>		
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		
登記記録に関する事項	設立		平成24年 6月20日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。